

沖縄県立看護大学大学院保健看護学研究科 専門分野及び専門領域の変更申請に関する内規

研究科委員会

(趣旨)

第1条 この内規は、沖縄県立看護大学大学院(以下「本学」という。)履修規程第3条第5項の規定に基づき、沖縄県立看護大学大学院保健看護学研究科(以下「本研究科」という。)における専門分野及び専門領域の変更願いに関し必要な事項を定める。
なお、専門科目の変更に関してもこの内規に準ずることとする。

(変更申請手続き)

第2条 学生は、特別な事由により専門分野、専門領域及び専門科目(以下「専門分野等」という。)の変更を希望する場合は、事前に研究指導教員または研究科長(以下「研究指導教員等」という。)と面談しなければならない。
2 学生は、研究指導教員等と面談をおこなった後に、研究科委員会(以下「委員会」という。)に様式1により変更を願い出ることができる。
ただし、学生は変更申請後、変更後の研究指導教員(予定者)が課す口頭または筆記等による選考試験を受けなければならない。
3 変更申請に伴い、研究指導教員の変更を要する場合には、研究指導教員変更願いを併せて提出しなければならない。

(変更許可)

第3条 前条の申請および選考試験結果に基づき、委員会で審議をおこなう。
2 研究指導教員の変更を要する場合には、併せて審議するものとする。
3 前2項の審議の結果、承認された場合、研究科長が変更を許可する。

(変更の時期)

第4条 専門分野等の変更の時期は、学期の始めとする。
ただし、教育上の必要がある場合は、後学期の始めとすることができる。

(変更後の修了要件および既修得単位の認定)

第5条 課程修了に必要な単位数及び単位の内訳は、変更後の専門分野等による。
2 専門分野等の変更を許可された者の既に修得した単位は認める。

(適宜の処置)

第6条 専門分野等の変更に関し、この内規を適用し得ない場合は、委員会の議を経て、適宜の処置をとるものとする。

附則

この内規は、平成30年2月27日から施行する。